

漁業者・漁協用

クロマグロ（小型魚）の枠内先獲り方式の実施について

令和7管理年度（第11管理期間）におけるクロマグロ漁獲可能量の未利用分の効果的な利用を図るため、以下のとおり全海区を対象にした枠内先獲り（以下、オリンピックという。）方式による管理を実施します。

- オリンピック方式実施に当たり、令和8年1月31日時点の各海区の未利用分の7割を県が回収し、この合計をオリンピック枠とします。
(このうち7割が2月分、3割が3月分のオリンピック枠)
- これまでの漁獲報告に漏れがないのか再度確認するとともに、修正等がある場合には速やかに漁協に報告してください。
- オリンピック方式に参加できるのは、これまで同様承認漁業者及び定置漁業者です。漁船漁業で承認漁業者以外の混獲が発生した場合は、当該海区（漁協）の実績とします。
- オリンピック方式の対象は小型魚だけです。大型魚はオリンピック方式を行いません。
- オリンピック方式は、オリンピック枠（暫定値）の範囲内で2月分は2月1日（日）、3月分は3月1日（日）開始を予定しています。正式な開始については事前に県HP（※）に掲載するとともに漁協あてメールで通知します。
- オリンピック方式の対象となるのは開始日の0時以降から、終了日の12時の荷揚げまでです。この期間以外は各海区の漁獲実績となります。
- 終了日は、オリンピック枠の消化状況により決定し、終了日の前々日の16時までに県HP（※）に掲載するとともに漁協にメールで通知します。ただし、オリンピック枠に数量超過の恐れがあると認めた場合は、直ちに終了を通知します。
- 原則として、オリンピック方式終了後1週間以降の漁獲量の修正は認めません。修正により漁獲実績が増えた場合は、各海区の漁獲実績とします。
- 2日間での1ヶ統（1隻）当たりの漁獲上限を設けます。定置は2日間で1ヶ統当たり2トン、漁船は1隻で1トンです。2日間の考え方は、別紙をご覧ください。
- オリンピック方式の実施期間中、すべての海区において2kg未満個体を漁獲しないように努めていただくこととします。

※ 県HPアドレスは以下のとおり（「新着情報」に開始及び終了のお知らせ等を掲載します。）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/olympic/index.html>

漁業者・漁協用

クロマグロ（小型魚）の枠内先獲り方式の実施について（別紙） 【2日間漁獲上限の考え方】

- ・連続する奇数日と偶数日の2日間において、定置は1ヶ統、漁船は1隻（経営体単位ではなく、定置は定置漁場ごと、漁船は承認船ごと）に対し漁獲上限を設定します。各2日間の間で、漁獲上限の繰越・前借・融通は原則禁止とします。
- ・定置：2日間で2トンを上限（3月は2月の結果により検討）
- ・漁船：2日間で1トンを上限
- ・漁獲上限は超過しないことが前提ですが、万が一超過した場合は、次の2日間の漁獲上限から差し引くなど調整下さい。

＜イメージ図：ある定置漁業1ヶ統の2月上旬の状況（例）＞

○漁獲上限単位の期間は2日間ごとにそれぞれ独立して設定（2日と3日の漁獲実績は合計3トンだが、漁獲上限の設定期間としては独立しているため問題ない）。

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	…
漁獲実績 (1日)	0トン	2トン	1トン	1トン	2トン	1トン	1トン	0トン	…
漁獲実績 (2日間)	2トン		2トン		3トン		1トン		…
漁獲上限	2トン		2トン		2トン		1トン（※）		…
判定	OK（枠内）		OK（枠内）		NG（超過）		OK（枠内）		…

※本来、5日と6日の期間は2トンで納めるべきだが超過
→調整のため、7日と8日の期間で超過分を漁獲上限から差引き